

主な改正内容

1 事業再生支援融資(事業再生計画実施枠)の要件の改正

国の全国統一制度「事業再生計画実施関連保証制度要綱」の改正に準じ、事業再生支援融資(事業再生計画実施枠)の貸付対象者が、事業再生を行う際に選択可能な計画の一つについて、以下のとおり改正した。

(1)改正前

特定認証紛争解決手続(産業競争力強化法第2条第21項に規定)に従って作成された事業再生計画

(2)改正後

特定認証紛争解決手続(産業競争力強化法第2条第22項に規定)に従って作成された事業再生計画